右ノ条件ヲ承認シ當局ハ之カ今回ノ運動ヲ緩和的ニセリ

主眼トスル所ハ前記(イ)(ロ)(ハ)ニシテ三条件ヲ先ツ解決シ(ニ)(ホ)

ノ条件ハ先ノ解決ニ対シ失業救済ノ為失業条件ニ

掲ケル事ニ前記条件ヲ主旨トシテ一括セラレタルモノナリ四月

廿三日早朝争議団ハ解散ヲ発表シテ解決ヲ見タルモ条件ニ於テ

失業ヲ避ケタルニ止マレリ

(4) 市会協議会ノ件

運動ノ結果如何ナルモノナルヤ市会協議会ヲ開キ協議ヲ

求ムルコトニ付同市ノ方針ハ首脳部ニ任セタリ

(5) 係争事件ノ件

今回ノ議長ニ対シ告訴セラレ係争ヲ和解セシメントノ

風評アル事之カ和解ノ交渉中ナリ

(6) 協調会事務局関係ノ件

四月廿九日午前十時ヨリ開催セラル

(7) 実行委員選挙ノ件

阿部克臣（委員長）、富岡賢二氏（書記）

右二名ヲ選挙シテ決定ス

(8) 市長訪問ノ件

本日市長ヲ訪問スルコト

尚ホ決定ニ付十二時ヨリ打合会ヲ為ス

右、争議団首脳部ハ市長並ニ市会ト交渉ノ為提出セリ

(1) 電気局長訪問

四月廿八日争議団代表者訪問ノ上助役ニ会見ノ上陳述

シタルカ相当ナル首脳部（幹部）ハ安藤、山下、飯田

條件ノ四条ハ今年十月以後不採用者ノ賃

電気局長ノ移転ヲ訪問シ局長ト面会ヲ求メタルモ不在ノ